Ⅲ　農林工事
①　令和６年10月１日時点における専門技術者数
②　令和６年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局が発注した工事で希望工事種別ごとの工事成績等

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局を除く。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年３月31日

国土交通省大臣官房会計課長　黒須　　卓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業種区分及び発注する工事の種類

⑴　土木工事業
⑵　建築工事業
⑶　電気工事業
⑷　管工事業
⑸　鋼構造物工事業
⑹　舗装工事業
⑺　塗装工事業
⑻　防水工事業
⑼　内装仕上工事業
⑽　機械器具設置工事業
⑾　電気通信工事業
⑿　造園工事業
⒀　水道施設工事業
⒁　消防施設工事業
⒂　清掃施設工事業

注　工事の種類については建設業法第２条別表第１による区分とする。

2　業種区分及び発注する測量等の種類

⑴　測量：測量法第55条による登録を受け営む業務
⑵　建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第２条に規定する建設コンサルタント業務（含：設計・監理）
⑶　地質調査：地質調査業者登録規程第２条に規定する地質調査業務
⑷　補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程第２条に規定する補償コンサルタント業務
⑸　その他の業種：その他登録を受けて営む業務

3　申請の時期

随時、申請を受け付ける。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/Index.html
⑵　申請書の作成方法　申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとする。
①　建設工事
㈠　申請書
㈡　業態調書
㈢　営業所一覧表
㈣　総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
㈤　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
㈥　申請者が共同企業体等である場合には建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
㈦　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
㈧　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
㈨　行政書士等の代理申請による場合には委任状